

平成26年6月2日

法制審議会刑事司法制度特別部会の  
「新時代の刑事司法制度」立法に対する反対意見書

千葉県弁護士会  
会長 蒲田 孝



第1 意見の趣旨

- 1 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会（以下、「特別部会」という。）が、平成25年1月29日に公表した「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」及び平成26年4月30日に公表した事務当局試案に基づいた「新時代の刑事司法制度」立法には強く反対する。
- 2 特別部会は、えん罪の発生を防止する観点から、憲法及び刑事訴訟法の基本原理である適正手続保障を徹底し、例外の無い取調べの録音・録画制度の導入、被疑者・被告人の身体不拘束原則の徹底、被疑者・被告人への弁護人による援助の徹底、全面証拠開示制度の実現に向けた提言を行うべきである。

第2 意見の理由

- 1 特別部会のとりまとめは、完全にえん罪防止の観点が欠落したものである。

近年、氷見事件、布川事件、足利事件など多くの事件がえん罪事件であったことが判明し、社会問題となっている。いずれのえん罪事件も密室での取調べに依存した従来型捜査手法の産物であり、適正手続保障の観点から、旧来の捜査手法を抜本的に改善する必要が叫ばれている。

さらに、厚生労働省局長事件（いわゆる「村木事件」）において、大阪地方検察庁で行われた証拠改ざん等の一連の違法行為は、検察に対する信頼を根底から失墜させている。

法制審議会に設置された新時代の刑事司法制度特別部会は、このような社会情勢を背景にして設置されたものであった（法務大臣諮問第92号）。

特別部会は1年半の審議を経て、平成25年1月に「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（以下「基本構想」という。）をまとめたが、その基本構想は「これまでの刑事司法制度において、捜査機関は、被疑者及び事件関係者の取調べを通じて事案を綿密に解明することを目指し、詳細な供述を収集してこれを供述調書に録取し、それが公判における有力な証拠と

して活用されてきた。」とし、「取調べによる徹底的な事案の解明と綿密な証拠収集及び立証を追求する姿勢は、事案の真相解明と真犯人の適切な処罰を求める国民に支持され、その信頼を得るとともに、我が国の良好な治安を保つことに貢献してきたとも評される。」と述べ、密室における取調べの有用性を評価した。このように従来型の捜査手法を肯定したうえで、通信傍受（盗聴）等の捜査方法の拡大を、取調べによる自白が得られにくくなることを理由にして、提言した。

しかし、我が国の刑事司法制度の真の問題は、個人として尊重され、無罪推定のもとにある被疑者・被告人の刑事手続上の人権を基礎にした取調べなどの刑事手続が構築されていない点にある。すなわち、被疑者を単なる取調べの客体とし、自白強要などの捜査機関の恣意を許し、公判においても、被告人の主体的な地位を保障してこなかったのであって、このことが「人質司法」「調書裁判」といわれる状況を生み出し、多くのえん罪事件を生む要因となったのである。

この点に対する徹底した見直しと捜査手法に対する徹底的な考えの転換を求めるところか、基本構想及び事務当局試案は、従来型の糾問的な捜査構想を基本に据え、捜査手法の拡大をさせることまでを方向性として考えていることは、到底認められるものではない。

## 2 個別問題点について述べる。

### (1) 取調の録音・録画

すべての捜査機関における取調べが録音・録画の対象にされるべきである。

「基本構想」では、録音・録画の対象が、全事件の3%程度に過ぎない裁判員裁判対象事件に限定された上で、取調べ状況を録音・録画をするにあたり「一定の例外事由」を認める案と「取調官の一定の裁量」に委ねる案とが検討対象とされ、全面的な録音・録画面案は検討対象から外された。この理由について、基本構想は「取調べや捜査の機能に深刻な支障が生じる事態を避けるという観点」を挙げている。

そして、基本構想に基づきまとめられた事務局試案では、録音・録画の対象事件を裁判員裁判対象事件に限定する案（A案）、それ以外の全身柄事件における検察官取調べを含める案（B案）が提示された。

B案はA案より一步進んでいるが、不十分であることは明らかである。全面可視化の方向が完全に欠落しているからである。多くのえん罪事件をもう一度考えてみてほしい。多くのえん罪事件は警察官の取調べが主原因となっているのであって、その後の検察官の取調べは警察の調書を引きずったままということが多いためである。この現実を考えれば、きわ

めて不十分であると指摘せざるを得ないし、在宅事件にはまったく対応できない。

加えて、録音・録画しなくても良い例外場面が設定されており、その例外的場面も客観性を保てるものではなく、問題は大きいのである。

このように取調べの録音・録画に関する試案のA案、B案いずれも徹底的にえん罪をなくすという視点から大きく遠のいているものと言わざるを得ない。

## (2) 不十分な証拠開示制度

証拠開示制度について、基本構想は「現行証拠開示制度の枠組みを前提」とすることを明記しており、全面証拠開示制度は検討対象から除外した。そして、試案には、検察官が証拠の一覧表を交付すべきことが盛り込まれたものの、この一覧表の交付は、公判前整理手続が実施される場面に限定される上、各証拠の要旨は明らかにされない。加えて、検察官は、捜査に支障が生ずるおそれがあると判断する場合は、一覧表に必要事項を記入しなくても良いこととされている。

試案の内容に従うと、被告人及び弁護人は、公判前整理手続に付されない事件では一覧表の交付を受けることはできないし、一覧表の交付を受けても、要旨の記載が無ければ、実際に検察官の手元にある証拠の内容を知ることは事実上困難と言わざるを得ない。

そもそも、多くのえん罪事件では、捜査機関による証拠のねつ造や、検察に不利な証拠隠しなどが行われてきた。この現実を考えれば、全面証拠開示制度の実現を検討対象から除外していること自体、特別部会設置の設置目的をないがしろにしているものと言わざるを得ない。

## 3 捜査手法の拡大は認めない。

基本構想で具体的な検討を行うべきとされた9項目のうち、①刑の減免・協議・合意制度及び刑事免責制度、②通信・会話傍受等、③犯罪被害者及び証人支援・保護のための方策の拡充、④公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等、⑤自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方の以上5項目は捜査機関の権限拡大や捜査・訴追側の想定に沿った形での事案解明強化を計る内容となっている。しかも、これら5項目の中には、重大な人権侵害を生じさせる危険があるものがあるし、適正手続保障や黙秘権保障の観点からも問題である。とりわけ、通信傍受の拡大、司法取引の導入、被告人の虚偽供述の禁止について意見を述べておきたい。

### (1) 通信傍受の拡大

もともと通信傍受とは、プライバシー侵害などの人権侵害を生じさせるとともに、適正手続保障の観点から重大な問題を含むなど、憲法違反の

疑いのある捜査手法である。そして、現行の通信傍受法は、予防傍受を認め、現行刑事訴訟法で許容されていない予防捜査に道を開くなど、重大な問題を含んでいる。それにもかかわらず、試案は、通信傍受の対象犯罪を大きく拡大する。しかも試案は、現行法で必要な通信事業者の立ち会いによる外形的チェックも不要とするなど、通信傍受の自由化法といっても過言ではない内容となっている。通信傍受の拡大は到底容認できるものではない。

(2) 司法取引の導入

司法取引制度は、虚偽供述を誘発するおそれがあり、引っ張り込みの危険を内在する制度というべく、刑事訴訟法の枠組みを根底から変容させ、適正手続保障を踏みにじる危険があり、取り入れることは出来ない。

(3) 被告人の虚偽供述の禁止

基本構想では、被告人が偽証した場合に制裁を科する制度の導入が検討されていた。

しかし、被告人には憲法上黙秘権が保障されているのであって、これに真っ向から対立するものであった。試案では制裁を加えることは外されているが、捜査手法としてこの規定が事実上活用され、自白強要に利用される危険が強いものである。

4 結論

以上のとおり、基本構想及び試案の基本的且つ大部分は、捜査側の要請に強く大きく偏ったものになってしまっている。

特別部会が従来型の糾問的な捜査手法を抜本的に改善し、適正手続き保障の徹底を目指し、えん罪の発生を防止するという観点から、検討し直すことを、強く求めるものである。

以 上